

令和4年度幼児教育サポートチーム訪問支援実施要項

静岡県幼児教育センター

1 目的

幼児教育・保育の質を全ての子供に保障するため、県が他職種からなるサポートチームを設置し、要請内容に的確に対応できるサポートメンバーを、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、小学校等や各種研修会等に派遣して、教育・保育内容等について、助言、情報提供、講師業務等を行うことにより、県内の幼児教育の質の向上及び幼児教育推進体制の強化・充実を図る。

2 幼児教育サポートチームの設置

(1) サポートチームメンバー

社会福祉士、臨床心理士、保育所勤務経験者、私立幼児教育施設勤務経験者、小学校勤務経験者日本語指導経験者、乳幼児教育等学識経験者など、県内の幼児教育等に関する課題やニーズに適切に対応できる専門性をもった人材で「静岡県幼児教育サポートチーム」を結成する。(別表参照)

(2) サポートチームメンバーの派遣

サポートチームの中から、要請内容にマッチングした専門性をもつメンバーを静岡県幼児教育センター(以下「事務局」とする)が選出し、そのメンバーが市町や施設等を訪問する。1回の訪問において、1人又は2人のサポートメンバーが対応し、訪問時間は1時間～4時間程度とする。

3 訪問支援対象

- ・ 県内の幼児教育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)及び認可外保育施設等
- ・ 県内の学校教育施設(小学校・特別支援学校等)
- ・ 県内の市町幼児教育主管課及び学校教育主管課等
- ・ 県内の教育・保育関係団体(地域の教育研究会等を含む)

4 訪問支援内容

(1) 施設等への訪問による助言、相談、情報提供等

ア 各施設を訪問し、保育参観等をした上で、教育・保育内容や援助方法、子育て支援等について助言や情報提供等を行う。

イ 園内研修の計画、実施方法、運営等について助言を行う。また、園内研修等における講師等を務める。

ウ 特別な配慮が必要な子供に対するアセスメントや支援方法、保護者対応等について助言や情報提供等を行ったり、相談に応じたりする。

(2) 研修会等における講師業務や助言等

ア 教育・保育内容や援助方法等に関わる講演、演習、助言等を行う。

イ 幼児教育と小学校以降の教育との接続や特別支援教育、外国人支援等に関する講演、演習、助言等を行う。

(3) 市町の巡回訪問等に同行

幼児教育アドバイザーや指導主事の訪問に同行し、小学校教育や特別支援教育等専門分野における助言や情報提供を行う。

5 サポートチーム訪問の手続き

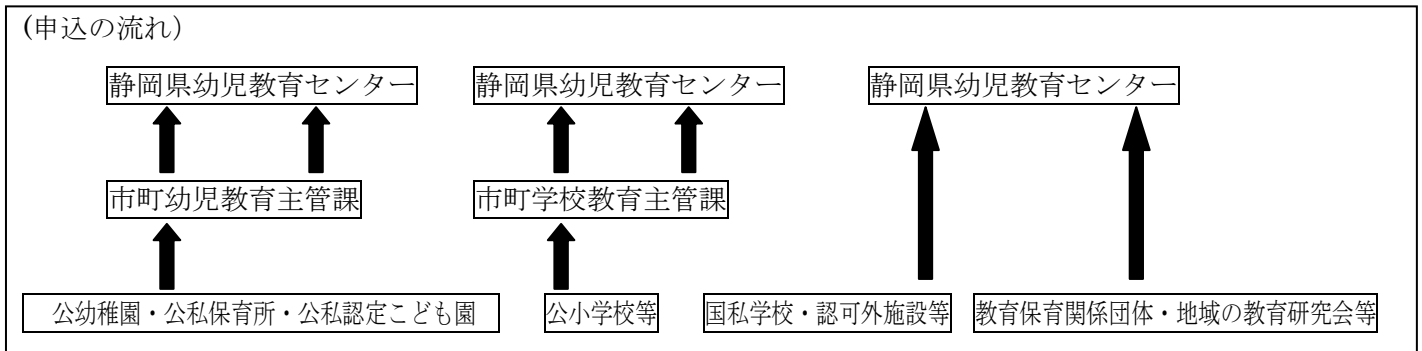
(1) 保育所・認定こども園・公立幼稚園・公立小学校等が申請する場合

- ①要請内容、訪問希望日を様式1「派遣要請申請書」に記入して市町の主管課に提出
- ②市町の主管課において内容を精査し、県のサポートチームの訪問の必要性を認めるものについて、訪問希望日の2か月前までを目処に、事務局に様式1「派遣要請申請書」を提出
- ③事務局で要請内容を踏まえて、サポートチームの中から、最も的確に対応できるサポートメンバーを選出し、派遣日を調整する。
- ④事務局から、訪問希望日の1か月前までを目処に、様式2「派遣決定通知」を市町の主管課に通知する。
- ⑤訪問終了後1か月以内に、訪問支援対象者は様式3「訪問支援事業事後アンケート」を事務局に提出する。

(2) 市町主管課・国私立幼稚園・認可外保育施設・国私立学校・特別支援学校・教育保育関係団体等が申請する場合

- ①訪問希望日の2か月前までを目処に、要請内容、訪問希望日を様式1「派遣要請申請書」に記入して事務局に送付する。
- ②事務局で要請内容を精査し、サポートチームの派遣の必要性を認めるものについて、最も的確に対応できるサポートメンバーを選出し、派遣日を調整する。
- ③事務局から、訪問希望日の1か月前までを目処に、様式2「派遣決定通知」を申請者に通知する。
- ④訪問終了後1か月以内に、訪問支援対象者は様式3「訪問支援事業事後アンケート」を事務局に送付する。

(申込の流れ)



6 訪問規模

(1) 訪問回数

最大 50 回

(2) 訪問の時期

令和4年7月から令和5年2月までの平日

(3) 訪問に係る経費

サポートメンバーへの謝金、旅費（県の規定に基づく実費）、提供資料の印刷等に係る経費は県が負担し、訪問支援対象施設等が負担する経費はない。

7 その他

- ・ 訪問については、県の予算や日程の都合などにより、希望に添えない場合があることに留意する。
- ・ 静岡県幼児教育センターの職員が同行する場合がある。

別表

幼児教育サポートチームメンバーによる支援例

	専門分野等	主な内容	対応するサポートメンバー
1	乳幼児保育 幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ●要領・指針の理解 ●幼児教育の基本 ●社会に開かれた教育課程とは ●指導計画の作成、保育の展開、指導過程の改善 ●教育課程の編成（カリキュラムマネジメント） ●遊びを通じた総合的な指導 ●幼児理解に基づく評価 ●乳幼児の発達段階とその時期にふさわしい保育・教育 ●環境構成の工夫 ●保育記録の取り方、活用の仕方 ●学校評価（園評価）の在り方、評価方法、評価の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ★幼児教育施設での勤務経験者 ★乳幼児保育・幼児教育担当指導主事等指導経験者 ★保育者養成大学の教員経験者
2	子育て支援 保護者相談 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●園等の保護者対応に対する助言・支援、教育相談 ●不登園児や児童虐待、貧困等への対応 ●子育て講座、講演会への講師派遣、資料提供 ●地域との連携・協働の在り方、好事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ★幼児教育施設での園長経験者 ★乳幼児保育・幼児教育に関する指導主事等指導経験者
3	特別支援教育 発達障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育の理解（障害特性と特性に応じた支援、基礎的環境整備と合理的配慮等） ●特別な配慮が必要な子供への対応（アセスメントとアセスメントに基づく支援方法、保護者に対する支援） ●ケース会議の効果的な持ち方 ●個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用 ●関係機関との連携の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ★公認心理師 ★臨床心理師 ★社会福祉士 ★特別支援教育士 ★カウンセリングやソーシャルワークの経験がある者
4	幼小の接続	<ul style="list-style-type: none"> ●接続期のカリキュラムの作成 ●幼児教育施設等と小学校等との交流・連携の在り方 ●幼小接続に関する好事例 ●幼児教育施設と小学校の教職員との合同研修の企画・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ★小学校勤務経験者 ★小学校教育担当指導主事等指導経験者
5	外国人幼児等への指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語指導が必要な幼児等への対応（アセスメントとアセスメントに基づく支援、日本語環境の整え方） ●外国人保護者への対応、支援方法（通訳業務は含まない） ●国際理解教育（多様性の尊重、異文化理解） 	<ul style="list-style-type: none"> ★日本語コーディネーター等日本語指導、外国人指導経験者
6	保育者育成	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリアステージに応じた研修の企画・運営の在り方 ●教員育成指標の活用の仕方 ●教員免許更新制度の廃止と教特法の一部改正について ●危機管理、公務員倫理・服務 ●園経営に必要な法律について 	<ul style="list-style-type: none"> ★保育者養成大学の教員経験者
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTを活用した園務処理 ●人権教育 ●持続可能な開発のための教育 ●食育、安全、健康に関する教育、感染症対策 	<ul style="list-style-type: none"> ★幼児教育施設、小学校勤務経験者 ★乳幼児教育、小学校教育指導経験者 ★保育者養成大学の教員経験者